

あなたのマンションにぴったりの支援が見つかります。

東京都マンション

支援ナビ 2025



東京都

「東京都マンション支援ナビ」の利用にあたって

この冊子では、東京都が実施しているマンション支援策を内容別に、以下の6つの章で紹介しています。

マンションについて知識を身に付けよう

P.8~

専門家への相談、相談窓口の案内、マンションに関するセミナー情報など

安心・快適にマンションで暮らすために

P.11~

管理計画認定制度、管理状況届出制度、マンション管理アドバイザー派遣など

地震に強いマンションにしよう

P.21~

マンション耐震化への助成・事業の紹介、専門家によるサポート制度、耐震化事業の情報提供など

マンションの将来に向けて取り組もう

P.27~

建替え等への助成・事業の紹介、専門家派遣制度、マンション再生に関する情報提供など

もしもの災害に備えておこう

P.34~

東京とどまるマンションの登録制度や、備蓄資器材・防災設備等への補助事業など

地球にやさしいマンションで暮らそう

P.43~

省エネ・再エネ設備への助成事業、省エネ・再エネに関する相談窓口など

また、下記のアイコンを用いて整理しています。

 事業の紹介

 情報提供

 分譲マンション

 専門家への相談

 補助・助成

 賃貸マンション

本冊子を活用して、マンションの管理適正化や再生の円滑化に向けた取組を始めてみませんか。

東京都マンション支援ナビ 2025 目次

「東京都マンション支援ナビ」の利用にあたって	P.3
安全で良質なマンションストックの形成	P.6
東京都マンションポータルサイトのご案内	P.7

マンションについて知識を身に付けよう

維持管理、建替え等の問題解決をお手伝い	 P.8
分譲マンションに関する様々な相談を無料で受付	 P.9
マンション関連セミナーのご案内	 P.10

安心・快適にマンションで暮らすために

マンションの適正な管理のお供に	 P.11
管理を行うに当たって取り組むべき事項を紹介	 P.11
マンションの管理状況を“見える化”する認定制度	 P.12
管理状況届出制度のご案内	 P.14
マンション管理士派遣による管理適正化の支援	 P.15
マンション管理を専門家が支援	 P.16
防災力向上や認知症対応をテーマに無料でアドバイス	 P.18
賃貸マンションへ防災アドバイザーを無料派遣	 P.19
分譲マンションの修繕時の利子を助成	 P.20

地震に強いマンションにしよう

マンションの耐震化を専門家が支援	 P.21
ピロティ補強の助成	 P.22
マンションの耐震化を助成	 P.23
特定・一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を支援	 P.24
マンションの耐震化に関するご案内	 P.25
耐震改修を実施したマンションの見学会	 P.26
耐震化に関する相談会を開催	 P.26

マンションの将来に向けて取り組もう

マンションの建替え・改修を支援（事業費の補助）	 P.27
まちづくりと連携したマンション建替えを支援	 P.28
マンション建替えに伴う仮住まいの支援	 P.29
マンションの建替え・改修を専門家が支援	 P.30
取壊しの必要があるマンションの認定（要除却認定）	 P.31
マンションの建替えの支援（容積率許可制度）	 P.32
再生（建替え・敷地売却・改修）に関する冊子を紹介	 P.33

もしもの災害に備えておこう

マンションの防災力をPR	 P.34
マンションが共同で備蓄する防災資器材の購入を補助	 P.35
エレベーター閉じ込め防止機能等の導入を補助	 P.36
マンホールトイレの整備を補助	 P.37
備蓄倉庫の設置検討費を補助	 P.38
非常用電源等の設置費用を補助	 P.39
浸水対策設備の設置費用を補助	 P.40
給排水管点検調査の専門家を派遣	 P.41
マンションの防災対策等の情報を集めた冊子を紹介	 P.42

地球にやさしいマンションで暮らそう

既存マンション省エネ・再エネ導入の検討費用を補助	 P.43
省エネ・再エネアドバイザーを無料で派遣	 P.44
省エネ・再エネガイドブックを紹介	 P.45
省エネ・再エネを支援する事業を紹介	 P.46

区市町村の相談窓口	P.48
マンションに関する相談窓口一覧	P.52

安全で良質なマンションストックの形成

都内に分譲マンションは約203万戸あり、総世帯数の約4分の1に相当するなど、東京における主要な居住形態として広く普及しています。



都は、良質なマンションストックの形成等を図るため、マンションに関わる者の責務、管理組合による管理状況の届出及び管理状況に応じた助言・支援等について規定したマンション管理条例を平成31年3月に制定しました。



本条例に基づき、個々のマンションの管理状況を把握し、適正な管理につなげていくため、令和2年4月から管理状況届出制度を開始するとともに、「東京マンション管理・再生促進計画」(令和2年3月)を策定し、管理組合に対する各種支援や防災・環境性能向上・耐震化・改修・建替えに関する補助事業を実施するなど、マンション施策の推進に総合的に取り組んでいます。

東京都マンションポータルサイトのご案内

都では、マンション施策や関連する制度を掲載した「東京都マンションポータルサイト」を運営しています。マンション施策に関する計画・法令・データに加え、マンションの管理・耐震化・建替え等に関する相談窓口や支援制度が整理されています。マンションについてお困りごとがある方は、ぜひご参考にしてください。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>



マンションの管理や再生に役立つ情報を発信するサイト

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

東京都 マンションポータルサイト

検索 都庁総合トップページ

文字サイズ 小 標準 大 Multilingual English 中文 한국어

ホーム マンション施策に関する法令・データ マンション管理 マンション耐震化 建替え・改修・敷地売却 各種制度 環境性能向上サポート 資料パンフレット 相談窓口

東京のマンションの適正な管理及び老朽マンションの再生の促進を図り、地域の特性に応じた安全で良質なマンションストックを形成します。



相談窓口

- マンション管理
- マンション耐震化
- 建替え・改修・敷地売却

東京都関連リンク

管理状況届出制度について解説した動画を作成しました！

- 住宅政策本部
- TOKYO すまいと暮らしの未来づくり推進局
- 東京都耐震ポータルサイト

東京とどまるマンションの登録

東京とどまるマンションの支援制度（補助金など）



維持管理、建替え等の問題解決をお手伝い

分譲マンション専門相談

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション管理担当

TEL **03-5320-5004**
03-5320-4933



事業概要	<p>都では、区市の分譲マンション相談窓口で相談をお伺いした上で専門家による対応が必要と認めたものについて、専門家による分譲マンション専門相談を行っています。 内容に応じて弁護士又は一級建築士が対応します。(無料、完全予約制)</p>
利用対象	都内にある分譲マンションの管理組合
開催日	<p>毎月特定の3日間(弁護士) 毎月特定の1日間(一級建築士)</p>
注意事項	まずは区市の分譲マンション相談窓口にご相談ください。
詳細HP	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02senmonsoudan.html</p> 

分譲マンションに関する様々な相談を無料で受付

分譲マンション総合相談窓口

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL **03-6427-4900**



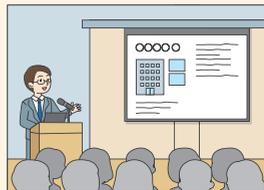
<p>事業概要</p>	<p>マンションの専門家が、分譲マンションの管理や建替え、改修に関する様々な相談にお応えします。</p> <p>(例) ●管理組合の運営に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改修や建替えに向けた合意形成のアドバイス ●大規模修繕工事の検討や準備に関する相談 ●都や区市町村が実施している助成制度の紹介 ●管理状況届出制度に関する説明
<p>利用対象</p>	<p>都内にある分譲マンションに関する相談</p>
<p>相談日</p>	<p>●月曜日～金曜日、第1土曜日、第3日曜日(祝日、年末年始を除く)</p> <p>※第1土曜日、第3日曜日が年末年始を除く祝日の場合は受付</p>
<p>相談時間</p>	<p>午前9時～午後5時</p> <p>※水曜日は午後7時まで(受付は午後6時まで)</p>
<p>受付方法</p>	<p>①電話：03-6427-4900</p> <p>②メール：mansion-soudan@tokyo-machidukuri.jp</p> <p>③FAX：03-6427-4901</p> <p>④来所：要電話予約</p> <p>⑤Web：Zoomを使用、要予約 ※詳細は下記HPへ</p>
<p>詳細HP</p>	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/01sougou-madoguchi.html</p> 

マンション関連セミナーのご案内

東京都マンション管理・再生セミナー

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション施策推進担当

TEL **03-5320-4913**



概要	<p>都では毎年10月の住生活月間の行事の一環として、マンション管理・再生セミナーを開催しています。</p> <p>このセミナーでは、専門家による講演のほか、マンション管理や旧耐震基準分譲マンションの耐震化に関する個別相談会(無料)を実施しています。</p>
対象	<p>マンション管理組合役員等の、マンションの維持管理に取り組んでいる方をはじめ、どなたでもご参加いただけます。</p> <p>※Web参加を除き、先着順</p>
開催日	<p>毎年、10月頃に実施(Webによる同時配信あり)</p> <p>詳細は決まり次第、下記HPに掲載</p> <p>※下記HPから各講演の資料・動画がご覧いただけます。</p>
詳細HP	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/33seminar.html</p>



マンションの適正な管理のお供に

マンション管理ガイドブック

TEL 03-5320-5004

概要	管理組合、マンション管理士、管理業者、分譲事業者等による管理適正化のための、具体的な手順や方法を詳しく紹介します。
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/03guidebook.html 

安心・快適にマンションで暮らすために

管理を行うに当たって取り組むべき事項を紹介

マンションの管理のポイント

TEL 03-5320-5004

概要	「東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針」のポイントを解説します。
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/pdf/41_kanri/21.pdf 



マンションの管理状況を“見える化”する認定制度

マンション管理計画認定制度

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション管理担当

TEL **03-5320-5004**



事業概要	マンション管理適正化法に基づき、管理・修繕に関する基準を満たしたマンションを地方自治体が認定する制度です。	
認定主体	【区市】 区市のマンションは当該区市にて認定 【町村】 町村(島しょ含む)のマンションは都にて認定	
利用対象	都内にある分譲マンションの管理組合	
申請方法	【区市】 所定の書類にご記入の上、 マンションが所在する区役所、市役所 にご提出ください。 【町村】 所定の書類にご記入の上、 都 にご提出ください。	
詳細HP	【東京都】 https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02kanrikeikaku-seido.html	
	【国土交通省】 https://www.mansion-info.mlit.go.jp/certification/	

認定を受けたマンションのメリット

その1 【管理組合・区分所有者向け】

「マンションすまい・る債^{*}」の利率が0.050%上乗せされます(令和7年度は0.525%⇒0.575%)。

※大規模修繕に向けた修繕積立金の計画的な積立てをサポートする(独)住宅金融支援機構の利付10年債券です。

その2 【管理組合・区分所有者向け】

「マンション共有部分リフォーム融資^{*}」の融資金利が0.20%引き下げられます。金利は毎月変動いたしますのでご確認ください。

※大規模修繕工事や耐震改修工事等に利用できるマンション管理組合のための(独)住宅金融支援機構のローンです。

その3 【管理組合・区分所有者向け】

固定資産税の減額を受けられる場合があります(マンション長寿命化促進税制。詳細は下記HPへ)。

その4 【マンション購入者向け】

認定を受けたマンションの購入時に住宅ローン「フラット35」を利用した場合、その金利が引き下げられます。

詳細HP

【マンションすまい・る債】

<https://www.jhf.go.jp/files/a/public/jhf/400373364.pdf>



【マンション共有部分リフォーム融資】

<https://www.jhf.go.jp/loan/kinri/kyouyoureform.html#SUB1>



【マンション長寿命化促進税制】

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001603492.pdf>



【フラット35 維持保全型】

<https://www.flat35.com/loan/ijihozen/index.html>



管理状況届出制度のご案内

管理状況届出制度

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション施策推進担当

TEL **03-5320-4913**



制度概要	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づき、対象となるマンションの管理組合は、管理状況について定期的な届出が必要です。都では、この届出内容に応じて、助言や専門家の派遣などの支援を実施しています。
届出対象	昭和58(1983)年12月31日以前に新築された分譲マンションのうち、居住の用に供する独立部分が6以上のもの(これらを「 要届出マンション 」といいます。)※上記以外の分譲マンションでも任意届出が可能です。
届出期間	前回の届出から 5年以内 ごと (例) 初回届出が令和2年10月1日の場合、令和7年10月1日までに更新届出
提出方法	<p>①管理状況届出システムへの入力 システムHP: https://www.mansion-todokede.metro.tokyo.lg.jp/mng_apart/apartment/MAA0110/</p> <p>②マンションが所在する区市町村*へ届出書の提出 (郵送又は直接持参) ※各区市町村の窓口は、下記HPをご覧ください。</p>
備考	届出を行った管理組合へのアドバイザー派遣費用の助成制度があります。詳細はp.17をご覧ください。
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/shisaku/01tekiseikanri-jourei02.html



マンション管理士派遣による管理適正化の支援

管理不全予防・改善支援事業（伴走型）

受付期間 令和7年10月9日～令和7年12月19日

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション施策調整担当



安心・快適にマンションで暮らすために

TEL 03-5320-7532

事業概要	<p>管理組合や管理規約がない等といった管理不全の兆候のあるマンションに対し、マンション管理士を管理組合の役員等として一定期間派遣して、管理運営の改善を支援します。</p>
支援対象	<p>以下の全ての要件を満たすマンションの区分所有者で構成される任意の団体等のうち、管理組合の役員等としてマンション管理士の派遣を希望するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要届出マンション*であること *昭和58(1983)年以前に新築された6戸以上のマンション ●管理状況届出制度に基づく届出を行っていること ●以下の4つの全てに該当するマンション又はこれに相当すると都が認めるもの 「管理組合がない」「管理者等がない」 「管理規約がない」「総会開催がない」
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ●管理組合運営の体制構築を支援するため、マンション管理士を管理組合の役員等として無料派遣 ●支援期間は支援対象マンションの決定の日から原則2年間 ●受付期間中であっても、予定件数5件に達した時点で受付を終了します。
申込方法	<p>ページ上部の問合せ先まで直接お問い合わせください。</p>
詳細HP	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/bansogata.html</p> 

マンション管理を専門家が支援

マンション管理アドバイザー制度

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL **03-5989-1453**



事業概要	マンションの維持管理について、専門家がアドバイスをを行います。
利用対象	管理組合、区分所有者の任意の団体(管理組合がない場合)、区分所有者、賃貸マンション所有者
コース紹介	<ul style="list-style-type: none"> ●Aコース(講座編): マンション管理の基本的なことについて、テキストを使いながらアドバイスをします。 ●Bコース(相談編): 事前に資料などを提供していただき、個別具体的な相談内容に対してアドバイスをします。 ●Cコース(支援編): 長期修繕計画や修繕積立金の見直し案を作成するなど、きめ細かな支援業務を行います。
利用助成	<p>【区市による助成】(⇒詳細はパンフレット参照) 利用料金の助成を行っている区市があります。</p> <p>【都による助成】(⇒詳細はP17参照) 管理状況届出制度による届出を行った管理組合を対象に、管理状況に応じて派遣費用の助成を行っています。</p>
詳細HP	<p>【パンフレットHP】 https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/shisaku/01adviser-dl.html</p> <p>【マンション管理アドバイザー制度について】 https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02advisor.html</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

マンション管理、建替え・改修アドバイザー派遣費用の助成について

安心・快適にマンションで暮らすために

マンションの将来に向けて取り組もう

**【無料派遣】対象:管理A・Bコースの一部、
建替え・改修A・B・0コース**
対象コースの詳細は下記「無料派遣のご案内」をご覧ください。

- 要届出マンション※: **1回まで無料**
- 管理不全の兆候があるマンション: **5回まで無料**



「マンションアドバイザー
無料派遣のご案内」

こちらから
ダウンロードできます▶



助成内容

【派遣料の一部助成】対象:管理Cコース
●要届出マンション※かつ管理不全の兆候があるマンション
・「C-0」「C-オプション」: **各1回まで全額助成**
・「C-1」～「C-9」: **合計2回まで半額助成**



「マンション管理アドバイザー
Cコース(支援編)のご案内」

こちらから
ダウンロードできます▶



※要届出マンション:
昭和58(1983)年以前に新築された6戸以上のマンション

防災力向上や認知症対応をテーマに無料でアドバイス

**社会的機能向上支援事業
(分譲マンション向けマンション管理士派遣)**

受付期間 令和7年8月1日～令和8年3月6日

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション管理担当



TEL **03-5320-5004**

事業概要 認知症対応や防災力向上に関する講習を受講した**マンション管理士**が、**実践的なノウハウの習得や手続を支援するとともに、円滑な合意形成に向けたアドバイス等**を行います。

支援内容

【防災力向上】

- 自主防災組織の設置や強化の方法
- 防災力向上に必要な居住者等名簿の作成
- 発災時の緊急対応を規定した管理規約の整備方法 など

【認知症対応】

- 認知症の可能性のある居住者への理解や対応方法
- 介護や医療等の適切な支援につなげるための地域包括支援センター等との連携方法
- バリアフリー改修を含めた長期修繕計画の策定 など

利用対象 都内にある分譲マンションの管理組合

利用料 無料

詳細HP https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/ninchi_bousai.html



賃貸マンションへ防災アドバイザーを無料派遣

社会的機能向上支援事業 (賃貸マンション向け防災アドバイザー派遣)

受付期間 令和7年8月25日～令和8年2月20日

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション管理担当



TEL **03-5320-5004**

安心・快適にマンションで暮らすために

事業概要	<p>防災アドバイザーが、賃貸マンションのオーナー等に向け、防災対策に関する具体的で実践的な助言を行うとともに、カード式防災マニュアルの引き渡しを行います。なお、このマニュアルは「東京とどまるマンション」の登録の際に、ご活用いただけます。</p>
流れ	<p>① 事前レクチャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賃貸マンションにおける災害時の初動対応の重要性や発災時に居合わせた居住者だけで利用可能なカード式防災マニュアルの説明を行います。 ● 個別のマンションの状況の聞き取りも行います。 <p>② 現地での助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災アドバイザーが現地を訪問し、事前レクチャーでの聞き取りを踏まえ、カード式防災マニュアルをもとに、実践的な助言を行います。 ● ご希望により防災訓練も行います。
利用対象	都内にある賃貸マンションのオーナーや管理会社
利用料	無料
詳細HP	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/chintai_bousai.html</p> 



分譲マンションの修繕時の利子を助成

マンション改良工事助成制度

受付期間 令和7年6月25日～令和8年2月20日

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション施策調整担当

TEL 03-5320-7532



事業概要

マンションの共用部分を改良・修繕する場合に、(公財)マンション管理センターの債務保証を受け、(独)住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資を利用する管理組合に対し、最長20年間、1%(機構の金利が1%未満の場合は、当該金利)を利子補給する助成制度です。

利用対象

都内にある分譲マンションの管理組合

受付期間

令和7年6月25日(木)～令和8年2月20日(金)

※受付期間中であっても、申込戸数が募集戸数に達した時点、又は申込額が予算額に達した時点で申込みを締め切ります(先着順)。
※最新状況は東京都マンションポータルサイトでご確認ください。

受付方法

窓口又は郵送での受付とします(来所:要電話予約)。申込みに必要な書類を全て準備いただき、申込書裏面のチェック欄を確認の上、お申し込みください。

※電話でのお問合せ 午前9～12時、午後1時～5時
電話:03-5320-7532

詳細HP

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02syuzen-josei.html>



マンションの耐震化を専門家が支援

マンション耐震化推進サポート事業

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター
まちづくり推進課

TEL **03-5989-1453**



事業概要	<p>「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出により把握した各マンションの状況に応じて建築士等の専門家を無料で繰り返し派遣し、耐震化に向けた合意形成を支援します。</p>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震化の問題整理、必要な情報の提供 ●区分所有者間の合意形成等の支援 ●耐震改修計画案の作成 ●長期修繕計画の見直しの支援
利用対象	<p>管理状況届出を行ったマンションのうち、耐震診断を実施し、耐震化の必要性が判明したマンションで、管理活動が健全なマンション※</p> <p>※管理不全を予防するための必須事項(管理組合、管理者等、管理規約、総会開催、管理費、修繕積立金、修繕の計画的な実施)の全てが「ある」と届け出ている</p>
詳細HP	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/taishinka/03support.html</p> 

ピロティ補強の助成

命を守るためのピロティ階等緊急対策事業

受付期間 令和7年4月16日～令和8年1月15日

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター
まちづくり推進課



TEL **03-5989-1453**

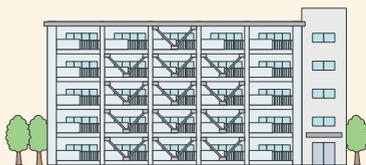
事業概要	費用や合意形成等の課題から、マンション全体の耐震改修が難しい場合、倒壊の危険性が高いピロティ階を補強する際の費用を都が補助を実施しています。
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ●分譲マンション、地上3階建て以上 ●昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること ●地上1・2階のIs値が0.4未満であること ●補強により建物全体のIs値が0.4以上となること 等
利用対象	都内にある分譲マンションの管理組合
助成率等	設計及び工事に係る費用の1/2（合計で1,750万円限度）
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/taishinka/05pilotis.html 

マンションの耐震化を助成

マンション耐震化促進事業

各区市町村の耐震化窓口

問合せ先は
下記HPをご覧ください。



<p>事業概要</p>	<p>昭和56年以前の旧耐震基準で建設された分譲マンションの耐震アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修、建替え、除却に関する助成事業を行う区市町村に対して補助を実施しています。</p>
<p>助成対象</p>	<p>分譲マンション ※昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること等、各区市町村で助成制度の有無や助成要件が異なるため、お住まいの各区市町村に確認が必要です。</p>
<p>利用対象</p>	<p>都内にある分譲マンションの管理組合 ※お住まいの区市町村に申請が必要です。</p>
<p>詳細HP</p>	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/taishinka/03sokusin.html</p> 



特定・一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を支援

緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター
緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口



TEL **03-5989-1457**

事業概要	<p>震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送等、重要な機能を担う緊急輸送道路は、建物倒壊による閉塞を防ぐことが重要です。都では緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化のための助成及びアドバイザー派遣を行っています。</p>
助成対象	<p>耐震診断（一般緊急輸送道路沿道建築物のみ）、補強設計、耐震改修等</p>
利用対象	<p>緊急輸送道路の沿道建築物に該当する分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者 ※当補助制度は、マンションに限定せず沿道建築物を対象としています。</p>
助成率等	<p>区市町村によって助成制度の有無や内容（助成率、限度額など）が異なります。各区市町村にお問い合わせください。</p>
注意事項	<p>「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」により、沿道建築物の所有者は、耐震化の努力義務があります。また、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者は、耐震診断の実施義務があります。</p>
詳細HP	<p>【緊急輸送道路沿道建築物の耐震化】 https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/proceed/topic03.html</p> <p>【緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口： （公財）東京都防災・建築まちづくりセンター】 https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/taishinka</p>





マンションの耐震化に関するご案内

マンション耐震化通信

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション耐震化担当

TEL 03-5320-4944



地震に強いマンションにしよう

<p>事業概要</p>	 <p>管理状況届出制度により把握した耐震診断を実施していないマンションに対して耐震化の必要性や支援制度の案内等を掲載した「マンション耐震化通信」を送付し、耐震診断の実施を促しています。</p> <p>マンション耐震化通信</p>
<p>送付時期</p>	<p>5月、9月、翌年1月に耐震診断を実施していないマンションに対して送付 下記HPにも掲載</p>
<p>詳細HP</p>	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/taishinka/03tuushin.html</p> 

耐震改修を実施したマンションの見学会

耐震改修成功事例見学会

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション耐震化担当



TEL **03-5320-4944**

事業概要	耐震改修を検討している都民の方と、耐震改修を実施した建築物の所有者の方をマッチングする企画です。改修内容についての説明や、所有者の方同士の自由闊達な意見交換の場を設けています。
開催日	毎年11月頃に開催 詳細は決まり次第、下記HP（耐震キャンペーン内）に掲載
詳細HP	https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/



耐震化に関する相談会を開催

マンション耐震個別相談会

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション耐震化担当



TEL **03-5320-4944**

事業概要	東京都マンション管理・再生セミナーにて旧耐震基準の分譲マンションの耐震化に関する相談を実施しています。
開催日	毎年10月頃に開催 詳細は決まり次第、下記HPに掲載
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/



マンションの建替え・改修を支援（事業費の補助）

都市居住再生促進事業

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション建替え支援担当

TEL 03-5320-4941



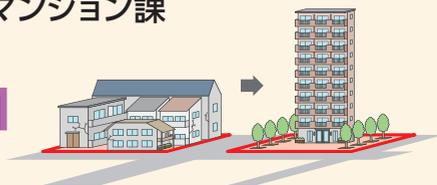
<p>事業概要</p>	<p>都では、地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資すると認められる建替えや省エネ等の既存ストックの改修、共同化事業を行う民間事業者に対し、区市が補助を行う場合、事業費の一部を補助しています。</p>
<p>補助タイプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●共同化タイプ 敷地が狭い、形が悪いなどといった理由により、個人で建て替えても土地の有効活用ができない場合などに、2人以上の土地の所有者が共同で建物を建てる際に利用することができます。 ●マンション建替タイプ 古くなった分譲マンションを建て替えたい場合に、利用することができます。 ●既存ストック再生タイプ 分譲マンションの共用部分を改修して、機能・性能向上や長寿命化を図る場合に利用することができます。 <p>※補助対象・限度額・要件等については、下記のHPをご確認ください。</p>
<p>詳細HP</p>	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/34saiseisokushin.html</p> <p>※補助を受けたい方は、区市にご相談ください。 (本HP中のパンフレットに区市の相談先を掲載)</p> 

まちづくりと連携したマンション建替えを支援

マンション再生まちづくり制度

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション建替え支援担当

TEL 03-5320-4941



マンションの将来に向けて取り組もう

事業概要	<p>区市町村の策定するマンション再生まちづくり計画を受けて、都が推進地区を指定し、まちの安全性や魅力の向上に寄与する地区内の旧耐震基準の分譲マンションの再生を支援します。</p>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ●区市町村への補助 <ul style="list-style-type: none"> ・マンション再生まちづくり計画の検討・策定に取り組む区市に対して補助を行っています。 ・推進地区内において、マンションの建替え等の再生を検討する管理組合等に、区市町村を通じて合意形成費用の補助を行っています。 ●容積率制限の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・本制度と併せて都市開発諸制度等を活用する場合、割増容積率の最高限度を緩和できる場合があります。
詳細HP	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/33saisei-machidukuri.html</p> 

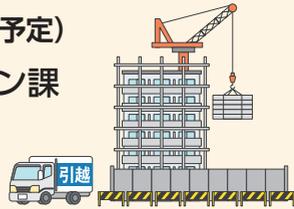
マンション建替えに伴う仮住まいの支援

マンション建替えに伴う都営住宅の提供

受付期間 令和8年2月～令和8年3月上旬(予定)

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション建替え支援担当

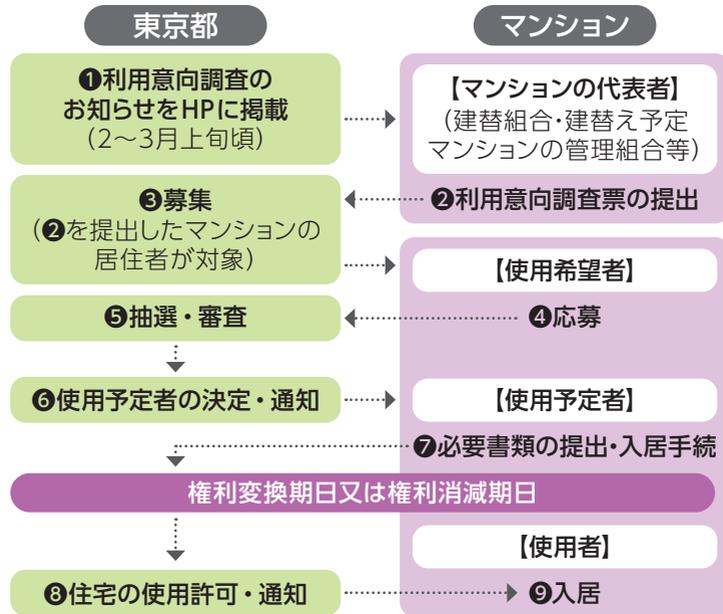
TEL 03-5320-4941



事業概要

都では、マンション建替法によるマンション建替事業又は敷地売却事業により建替えを行うマンションの居住者に、仮住居として都営住宅を提供しています。

入居までの流れ



入居資格

建替えを予定している分譲マンションの居住者で、建替え後のマンションに再入居し、収入などの都営住宅の入居要件を満たしている方

注意事項

利用意向調査の受付期間については、開始時期に下記HPに掲載します。

詳細HP

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/33toeijuutaku.html>



マンションの建替え・改修を専門家が支援

マンション建替え・改修アドバイザー制度

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL **03-5989-1453**



<p>事業概要</p>	<p>建築士等の専門家(アドバイザー)が、管理組合等に、マンションの建替え・改修に向けた情報提供やアドバイスを行っています。</p>
<p>利用対象</p>	<p>管理組合、区分所有者の任意の団体(管理組合がない場合)、区分所有者(Aコースのみ)、賃貸マンション所有者</p>
<p>コース紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●Aコース(入門編) 建替えか改修かの検討を進めていくために必要な法律、税制、公的な支援等についてアドバイスをします。 ●Bコース(検討書作成) アドバイザーがマンションの現況や法規制に関する確認を行い、検討書(簡易な図面等)を作成して説明します。 <p>※各コースの詳しい内容・利用料金については下記HPをご確認ください。</p>
<p>利用助成</p>	<p>【区市による助成】(⇒詳細はパンフレット参照) 利用料金の助成を行っている区市があります。</p> <p>【都による助成】(⇒詳細はP17参照) 管理状況届出制度による届出を行った管理組合を対象に、管理状況に応じて派遣費用の助成を行っています。</p>
<p>詳細HP</p>	<p>【パンフレットHP】 https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/shisaku/01adviser-dl.html </p> <p>【マンション建替え・改修アドバイザー制度について】 https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/33advisor.html </p>

取壊しの必要があるマンションの認定（要除却認定）

マンション建替法に基づく要除却認定

各特定行政庁

問合せ先は

下記HPをご覧ください。



事業概要	マンション建替法第102条第2項に基づき、 除却の必要があるマンションの認定 を行っています。					
認定の効果	認定を受けると、容積率の制限の緩和に係る特定行政庁の許可制度やマンション敷地売却事業・敷地分割事業の適用対象になります。					
認定の対象と適用制度	要除却認定の対象		容積率緩和	マンション敷地売却	敷地分割事業(団地)	
	要除却認定	特定要除却認定	耐震性の不足	○	○	○
		火災に対する安全性の不足	○	○	○	
		外壁等の剥落により周辺に危害が生ずるおそれ	○	○	○	
		給排水管の腐食等により著しく衛生上有害となるおそれ	○	—	—	
		バリアフリー基準への不適合	○	—	—	
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/33youjokyakunintei.html					
※問合せ先については、本HP内の「要除却認定に関する相談窓口」のリンク先をご確認ください。						

マンションの建替えの支援（容積率許可制度）

マンション建替法に基づく容積率許可制度

各特定行政庁

問合せ先は

下記HPをご覧ください。



マンションの将来に向けて取り組もう

<p>事業概要</p>	<p>マンション建替法に基づく要除却認定（P.31）を受けたマンションを建て替える場合で、一定規模以上の敷地面積があり、敷地内に公開空地を設ける等をした場合に、特定行政庁の許可により、容積率の制限が一定の範囲で緩和されます。</p>
<p>詳細HP</p>	<p>マンションの所在や建物規模により、問合せ先が異なります。</p> <p>【都の許可要綱・問合せ先等】 ※マンションの所在地が特別区で建替え後の延べ面積が1万㎡を超える場合及び特定行政庁以外の市町村の場合に適用</p> <p>https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_gyosei/gyosei/kijun/mansion</p>  <p>【都以外の特定行政庁連絡先一覧】</p> <p>https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_gyosei/gyosei/kijun</p> 

再生（建替え・敷地売却・改修）に関する冊子を紹介

マンション再生ガイドブック

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション建替え支援担当

TEL 03-5320-4941



事業概要	<p>都では、管理組合や区分所有者が、改修や建替え、マンション敷地売却により分譲マンションの再生に取り組む際に知っておくべきことや、合意形成を円滑に進めるためのポイントなどについてまとめた「マンション再生ガイドブック」を作成しています。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●はじめに マンション再生の必要性や手法、これまでの事例、マンション再生の流れ 等 ●第1章 マンション再生の準備・検討 勉強会の発足、管理組合による検討組織の設置、再生手法の比較検討の流れ 等 ●第2章 マンションの建替え 建替えの流れ、建替事業の手法、建替え決議の要件、資金計画 等 ●第3章 マンションの敷地売却 敷地売却の流れ、除却の必要性に係る認定、敷地売却決議の要件 等 ●第4章 マンションの改修 改修の流れ、改修決議、耐震改修について 等 ●第5章 マンション再生の相談窓口・都の支援制度 マンション再生の相談窓口、都が実施している支援制度
詳細HP	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/34saisei-guide.html</p> 

マンションの防災力をPR

東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL 03-5937-1173



事業概要	災害時でも自宅での生活を継続しやすい共同住宅(マンション等)の情報について、都が登録・公開するものです。
利用対象	都内にある分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
申請方法	必要書類を電子メール、郵送、窓口持込のいずれかで提出
注意事項	耐震性を有し、所定の防災の取組を行った、登録基準を満たす共同住宅が対象です。詳細は下記HPをご覧ください。
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02lcp-touroku.html 

マンションが共同で備蓄する防災資器材の購入を補助

東京とどまるマンション普及促進事業

受付期間 (通常分) : 令和7年5月7日～令和7年12月25日

(地域連携分) : 令和7年5月7日～令和7年12月15日

公益財団法人

東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL 03-5989-1547



もしもの災害に備えておこう

事業概要	簡易トイレや、エレベーターに設置する防災キャビネットなどの防災備蓄資器材の購入を補助します。
助成対象	防災備蓄資器材の購入に係る経費 (例) 発電機、簡易トイレ、防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器など(飲料水・食料は対象外)
利用対象	東京とどまるマンションの登録マンション
助成率等	通常分(マンション単体で防災訓練) 補助率2/3、上限額66万円 地域連携分(町会とあらかじめ連携し、合同で防災訓練) 補助率10/10、上限額100万円
注意事項	防災訓練の実施が必要です。 消費税及び地方消費税は対象外です。 その他注意事項については下記HPをご確認ください。
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02lcp-touroku/02fukyusokushin.html 

エレベーター閉じ込め防止機能等の導入を補助

東京とどまるマンションエレベーター閉じ込め防止対策促進事業

受付期間 令和7年5月30日～令和8年1月15日

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL 03-5989-1547



事業概要	エレベーターにリスタート運転機能や自動診断・仮復旧運転機能を追加する費用を補助します。
助成対象	製品購入費又は設置に係る材料費・運搬費・工事費等
利用対象	東京とどまるマンションの登録マンション(新築除く)
助成率等	補助率1/2、上限200万円
注意事項	耐震改修・戸開走行保護装置・地震時管制運転装置は対象外です。 消費税及び地方消費税は対象外です。 その他注意事項については下記HPをご確認ください。
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02lcp-touroku/02elevator.html



マンホールトイレの整備を補助

東京とどまるマンションマンホールトイレ整備促進事業

受付期間 令和7年5月30日～令和8年1月15日

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL **03-5989-1547**



もしもの災害に備えておこう

事業概要	マンホールトイレ用の排水管、汚水ますなどの下部構造物、雨水貯留タンクの設置を補助します。
助成対象	製品購入費又は設置に係る材料費・運搬費・工事費等
利用対象	東京とどまるマンションの登録マンション(新築除く)
助成率等	補助率2/3、上限40万円
注意事項	テント・便器などの仮設物は対象外です。 消費税及び地方消費税は対象外です。 その他注意事項については下記HPをご確認ください。
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02lcp-touroku/02manhole.html



備蓄倉庫の設置検討費を補助

東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業

受付期間 令和7年7月1日～令和8年1月15日

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL **03-5989-1547**



事業概要	備蓄倉庫の設置の検討を補助します。
助成対象	備蓄倉庫の設置の検討・設計を建築士に依頼する費用
利用対象	東京とどまるマンションの登録マンション(新築除く)
助成率等	補助率1/2、上限25万円
注意事項	備蓄倉庫の設置費用は対象外です。 消費税及び地方消費税は対象外です。 その他注意事項については下記HPをご確認ください。
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02lcp-touroku/02bousaisouko.html 

非常用電源等の設置費用を補助

東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業

受付期間 令和7年7月1日～令和8年1月15日

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL 03-5989-1547



もしもの災害に備えておこう

事業概要	非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の設置費用を補助します。			
助成対象	各住戸への水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力の供給に資する非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備			
利用対象	東京とどまるマンションの登録マンション(新築除く)			
助成率等	種類		補助率	上限額
	非常用電源	発電機	1/2	1,500万円
		蓄電池	3/4	18.8万円/kWh 又は1,316万円 いずれか小さい方
太陽光発電設備・V2X設備		3/4	合計で3,000万円	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。</u> ● <u>住宅の電源確保のため、浸水対策に努めること。</u> ● マンションで策定する防災マニュアルに災害時における使用方法について記載すること。 ● 消費税及び地方消費税は対象外です。 <p>その他注意事項については下記HPをご確認ください。</p>			
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02dounyuu-sokushin.html			

浸水対策設備の設置費用を補助

東京とどまるマンション浸水対策設備導入促進事業

受付期間 令和7年5月7日～令和8年1月15日

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL **03-5989-1547**



事業概要	非常用電源等の浸水や停電を有効に防ぎ、機能の継続を実現する対策の企画、設備を設置する改修に対して補助します。
助成対象	浸水対策(調査・企画又は改修(未使用品である設備を新規に設置するものに限る。))事業
利用対象	東京とどまるマンションの登録マンション(新築除く)
助成率等	補助率1/2 上限額75万円(改修費用の場合、製品購入費又は原材料費、運搬費、工事費が補助対象)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●改修により設置する設備は、立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。 ●改修費を申請する場合、マンションで策定する防災マニュアルに災害時における浸水対策設備の使用方法について記載すること。 ●消費税及び地方消費税は対象外です。 <p>その他注意事項については下記HPをご確認ください。</p>
詳細HP	<p>https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02dounyuu-sokushin.html</p> 

給排水管点検調査の専門家を派遣

東京とどまるマンション給排水管点検調査

受付期間 令和7年7月1日～令和8年1月30日

一般社団法人
東京都建築士事務所協会

TEL **03-6228-0183**



事業概要	古くなった給排水管を調査・点検し、給排水管の改修方法や、大地震後に損傷の有無を確認する点検方法等を提案する専門家を派遣します。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ●調査・点検 過去の修繕状況のヒアリング、設備図・修繕履歴等の資料の確認をします。その後、目視可能な範囲で非破壊による調査・点検を行います。 ●提案 調査結果を踏まえ、給排水管の改修方法や、給排水管の損傷の有無を確認する点検方法等の提案を行います。
利用対象	<ul style="list-style-type: none"> ●東京とどまるマンションの登録マンション ●築30年以上 ●全面的な給排水管の取替えを実施していないこと。
利用料	無料
注意事項	募集数は20件 申込数が募集数に達したときは、申込みを締め切ります。
詳細HP	https://www.taaf.or.jp/kyuhaisui/ 

マンションの防災対策等の情報を集めた冊子を紹介

東京都マンション防災ガイドブック

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
マンション防災力向上支援担当

TEL **03-5320-5007**



概要	大規模災害に備えるため、それぞれのマンションが実情に応じて災害への準備を進められるよう、必要な情報をまとめています。
提供情報	在宅避難の重要性から、マンション防災に取り組むために日頃からどのように備えを進めればいいのかまで、解説します。
利用対象	分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの管理者
参考情報	<u>防災マニュアルを作成するための手順</u> についても解説しています。(通常の防災マニュアルの参考様式に加え、賃貸マンションなどで活用できるカード式防災マニュアルも紹介)
詳細HP	https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/mansionbousai-guidebook.html 

既存マンション省エネ・再エネ導入の検討費用を補助

既存マンション省エネ・再エネ促進事業

受付期間 令和7年4月17日～令和8年3月31日

クール・ネット東京
創エネ支援チーム

TEL **03-5990-5017**



地球にやさしいマンションで暮らそう

事業概要	既存マンションの管理組合や所有者が、省エネ再エネに係る検討（検討計画書の作成）を専門家に委託する経費を補助します。
助成対象	設備費等への補助を活用した場合の初期費用や、節約できる電気代等の効果といった、お住まいのマンションに合わせた省エネ改修・再エネ導入の検討に係る経費
利用対象	<ul style="list-style-type: none"> ●分譲マンションの管理組合 ●賃貸マンションの所有者
助成率等	対象経費の10分の10(上限額 37万円/棟)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●都内のマンションであること ●申請時から起算して5年以内に一定の修繕工事等を実施予定のマンション ●太陽光発電システム及び蓄電池システムの導入を検討すること 等
詳細HP	<p> https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion_keikaku </p> 

省エネ・再エネアドバイザーを無料で派遣

省エネ・再エネアドバイザー派遣事業

受付期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

一般社団法人
東京都マンション管理士会

TEL **03-5829-9130**



事業概要

マンションの共用部分についても、省エネルギー化等を進めるため、個別に省エネルギー化等の提案をする「省エネ・再エネアドバイザー」を派遣します。

支援対象

- ① マンションの共用部分等の省エネルギー化等に関する相談、調査、助言等
- ② マンションの共用部分等の省エネルギー化等に関する提案書作成、説明

利用対象

都内にある分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意の団体(管理組合がない場合)、区分所有者又は賃貸マンションの所有者

件数

- 上期80件(4月～9月):令和7年4月1日～
- 下期80件(10月～3月):令和7年10月1日～

注意事項

申込数が募集数(160件)に達したときは、申込みを締め切ります。

詳細HP

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/syouenesaiene/02advisor.html>



省エネ・再エネガイドブックを紹介

東京都マンション省エネ・再エネガイドブック

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
居住性能向上支援担当

TEL 03-5320-5008



提供情報

都では、分譲マンションの省エネ・再エネを進めていくためのガイドブックを作成しました。本ガイドブックでは、マンションの管理組合が中心となって進める、**共用部分の省エネ対策・再エネ活用について重点的に取り上げています。**

また、マンション共用部分の設備の改修や運用改善のポイントだけでなく、**区分所有者間の合意形成などを円滑に進める上でのポイントも掲載しています。**

ご理解いただきやすいように、イラストや具体的な事例を用いて、効果を表示するなどの工夫をしていますので、マンションの省エネ対策・再エネ活用を進めるに当たってぜひご活用ください。

詳細HP

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/shoene-guidebook.html>



省エネ・再エネを支援する事業を紹介

マンション向け 改修支援メニュー

クールネット東京

TEL **03-6633-3822** (既存住宅における省エネ改修促進事業)

03-6633-3821 (家庭における太陽光発電導入促進事業)

03-5990-5086 (分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業)

03-6258-5317 (集合住宅における再エネ電気導入促進事業)

03-5990-5159 (充電設備普及促進事業)

都では、環境関連の補助金・支援策ガイドとして、「エコサポート2025」冊子を作成しています。今回はその中から、マンション向けの改修支援メニューについて、紹介します。



提供情報

- **既存住宅における省エネ改修促進事業**
 既存住宅の断熱性向上推進のため高断熱窓・ドア・断熱材・浴槽等への改修に対して補助を行っています。
- **家庭における太陽光発電導入促進事業**
 太陽光発電設備の設置に対して補助します。陸屋根の住宅に対して、上乘せ補助があります。
- **分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業**
 管理組合でとりまとめて、エコジョーズ等へ一定戸数以上交換する場合、経費の一部を支援します。
 ※分譲マンションのみが対象の事業です。
- **集合住宅における再エネ電気導入促進事業**
 高圧一括受電を導入する際の受変電設備や太陽光発電設備等に係る機器費・工事費等の経費の一部を助成します。
- **充電設備普及促進事業**
 充電設備等を導入する方に対し、当該設備の導入又は運営に要する経費の一部を助成します。

詳細HP

●既存住宅における省エネ改修促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/
subsidy/ene_reform/ene_reform_r07](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ene_reform/ene_reform_r07)



●家庭における太陽光発電導入促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/
subsidy/fam_solar/r07](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fam_solar/r07)



●分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/
subsidy/bunjo-ecojf/r7-bunjo](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/bunjo-ecojf/r7-bunjo)



●集合住宅における再エネ電気導入促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/
shugou_saiene/saiene-juhenden-sokusin-r7](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/shugou_saiene/saiene-juhenden-sokusin-r7)



●充電設備普及促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/
subsidy/all-evcharge](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge)



区市町村の相談窓口

※令和7年9月時点

分譲マンションに関する相談は区市町村でも受け付けています。

※建替えに関しては、相談事項によって、担等部署が下記記載の窓口・担当部署と異なることがあります。下記のサイトから分野別の窓口もご確認ください。

※町村部の相談は、東京都でも受け付けています。



自治体名	管理	耐震化	建替え	担当部署	電話番号(内線)
千代田区	○	—	○	(公財)まちみらい千代田 住宅まちづくりグループ	03-3233-3223
	—	—	○	環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係	03-5211-4312
	—	○	—	環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係	03-5211-4310
中央区	○	—	—	(一財)中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課	03-3561-5191
	—	○	—	都市整備部 建築課 耐震化推進係	03-3546-5459
	—	—	○	都市整備部 住宅課 計画指導係	03-3546-5466
港区	○	—	○	街づくり支援部 住宅課 住宅支援係	03-3578-2224,2346
	—	—	○	街づくり支援部 開発指導課 開発調整係	03-3578-2332
	—	○	—	街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係	03-3578-2295
新宿区	○	—	○	都市計画部 住宅課 居住支援係	03-5273-3567
	—	○	—	都市計画部 防災都市づくり課 耐震担当	03-5273-3829
文京区	○	—	—	都市計画部 住環境課 管理担当	03-5803-1374
	—	○	—	都市計画部 地域整備課 耐震・不燃化担当	03-5803-1846
	—	—	○	都市計画部 地域整備課 まちづくり担当	03-5803-1375
台東区	○	○	○	都市づくり部 住宅課 マンション施策担当	03-5246-9028
墨田区	○	—	○	都市計画部 住宅課 計画担当	03-5608-6215
	—	—	○	都市計画部 都市計画課 都市計画・開発調整担当	03-5608-6265
	—	○	—	都市計画部 不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当	03-5608-6269

自治体名	管理	耐震化	建替え	担当部署	電話番号(内線)
江東区	○	-	○	都市整備部 住宅課 住宅指導係	03-3647-9473
	-	○	-	都市整備部 安全都市づくり課 安全都市づくり係	03-3647-9764
品川区	○	-	○	都市環境部 住宅課 住宅運営担当	03-5742-6776
	-	○	-	都市環境部 建築課 耐震化促進担当	03-3777-1111(3723)
目黒区	○	-	○	都市整備部 住宅課 居住支援係	03-5722-6841
	-	-	○	都市整備部 都市整備課 開発係	03-5722-9715
	-	○	-	都市整備部 建築課 耐震化促進・狭あい道路整備係	03-5722-9490
大田区	○	-	○	まちづくり推進部 建築調整課 住宅政策担当	03-5744-1416
	-	-	○	鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課 鉄道・都市づくり担当	03-5744-1356
	-	○	-	まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当	03-5744-1349
世田谷区	○	-	-	(一財)世田谷トラストまちづくり 住まいサポートセンター	03-6379-1420
	-	-	○	都市整備政策部 居住支援課 居住支援担当	03-5432-2504
	-	-	○	防災街づくり担当部 市街地整備課 再開発・区画整理担当	03-6432-7155
	-	○	-	防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当	03-6432-7177
渋谷区	○	-	○	都市整備部 住宅政策課 住環境整備係	03-3463-3548
	-	○	-	都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係	03-3463-2647
中野区	○	-	○	都市基盤部 住宅課 住宅政策係	03-3228-5564
	-	-	○	まちづくり推進部 まちづくり計画課 まちづくり計画係	03-3228-5463
	-	○	-	都市基盤部 建築課 耐震化促進係	03-3228-5576
杉並区	○	-	○	都市整備部 住宅課 空家対策係	03-3312-2111(3547)
	-	-	○	都市整備部 市街地整備課 拠点整備係	03-3312-2111
	-	○	-	都市整備部 市街地整備課 耐震改修担当	03-3312-2111
豊島区	○	○	○	都市整備部 住宅・マンション課 マンショングループ	03-3981-1385
北区	○	-	-	まちづくり部 住宅課 住宅政策係	03-3908-9201
	-	-	○	まちづくり部 住宅課 住宅計画係	03-3908-9201
	-	-	○	まちづくり部 まちづくり推進課	03-3908-9154
	-	○	-	まちづくり部 建築課 構造・耐震化促進係	03-3908-1240
荒川区	○	○	○	防災都市づくり部 住まい街づくり課 住宅係	03-3802-4303,4454
	-	-	○	防災都市づくり部 住まい街づくり課 再開発係	03-3802-4339

自治体名	管理	耐震化	建替え	担当部署	電話番号(内線)
板橋区	○	-	○	都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係 分譲マンション担当	03-3579-2730
	-	○	-	都市整備部 建築安全課 建築耐震係	03-3579-2554
練馬区	○	-	○	建築・開発担当部 住宅課 管理係	03-5984-1289
	-	-	○	都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係	03-5984-1527
	-	○	-	都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係	03-5984-1938
足立区	○	-	○	都市建設部 住宅課 住宅計画係	03-3880-5963
	-	○	-	都市建設部 建築防災課 耐震化推進第一・第二係	03-3880-5317
葛飾区	○	-	○	都市整備部 住環境整備課 企画管理係	03-5654-8352
	-	○	-	都市整備部 建築課 建築安全係	03-5654-8553
江戸川区	○	○	○	都市開発部 建築指導課 耐震化促進係	03-5662-6389
	-	-	○	都市開発部 市街地開発課 計画係	03-5662-1102
八王子市	○	○	○	まちなみ整備部 住宅政策課 総務・民間住宅担当	042-620-7260
	-	-	○	拠点整備部 市街地整備課	042-620-7393
立川市	○	○	○	市民部 住宅課 住宅対策係	042-528-4384
武蔵野市	○	○	○	都市整備部 住宅対策課	0422-60-1976
三鷹市	○	○	○	都市再生部 住宅政策課	0422-29-9704
	-	-	○	都市再生部 三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局	042-270-4033
青梅市	○	○	○	都市整備部 住宅課 住宅政策係	0428-22-1111(2529)
府中市	○	-	○	都市整備部 住宅課 支援係	042-335-4458
	-	○	-	都市整備部 住宅課 住宅安全係	042-335-4173
昭島市	○	○	○	都市計画部 都市計画課 住宅係	042-544-4413
調布市	○	○	○	都市整備部 住宅課 住宅支援係	042-481-7545
	-	-	○	都市整備部 まちづくり推進課 都市計画・地区まちづくり係	042-481-7453
町田市	○	○	○	都市づくり部 住宅課	042-724-4269
小金井市	○	○	○	都市整備部 まちづくり推進課 住宅係	042-387-9861
小平市	○	-	-	都市開発部 都市計画課 計画担当	042-346-9554
	-	○	-	都市開発部 建築指導課 構造・設備担当	042-312-1145
	-	-	○	都市開発部 地域整備支援課 地域整備支援担当	042-346-9592
日野市	○	○	○	まちづくり部 都市計画課 住宅政策係	042-514-8371
	-	-	○	まちづくり部 都市計画課 計画係	042-514-8354
東村山市	○	○	○	まちづくり部 都市計画・住宅課 住宅係	042-393-5111(3713)

自治体名	管理	耐震化	建替え	担当部署	電話番号(内線)
国分寺市	○	○	○	まちづくり部 まちづくり推進課 住宅対策担当	042-312-8667
国立市	○	○	○	都市整備部 都市計画課 都市計画係	042-576-2111(361)
福生市	○	-	-	都市建設部 まちづくり計画課 住宅係	042-551-1961
	-	○	○	都市建設部 まちづくり計画課 計画係	042-551-1952
狛江市	○	○	○	都市建設部 まちづくり事業課 住宅係	03-3430-1359
東大和市	○	○	○	まちづくり部 都市づくり課 地域整備係	042-563-2111 (1261,1262)
清瀬市	○	○	○	都市整備部 都市計画課 都市計画係	042-497-2093
東久留米市	○	-	○	都市建設部 都市計画課 計画調整担当	042-470-7762
	-	○	-	都市建設部 施設建設課 保全計画・建築担当	042-470-7756
武蔵村山市	○	○	○	都市整備部 都市計画課 開発・住宅係	042-565-1111(278)
多摩市	○	○	○	都市整備部 都市計画課 住宅担当	042-338-6817
稲城市	○	○	○	都市建設部 まちづくり再生課 住所整理・団地再生係	042-378-2111(324)
羽村市	○	○	○	まちづくり部 建築課 維持管理係	042-555-1111(252)
あきる野市	○	○	○	都市整備部 住宅政策課	042-533-3360
西東京市	○	○	○	まちづくり部 住宅課 住宅係	042-438-4052
	-	-	○	まちづくり部 都市計画課 都市計画係	042-438-4050
自治体名				担当部署	電話番号(内線)
瑞穂町				都市整備部 都市計画課	042-557-0599(直通)
日の出町				まちづくり課	042-588-5114(直通)
檜原村				企画財政課	042-519-9556(代)
奥多摩町				環境整備課	0428-83-2111(代)
大島町				建設課	04992-2-1487
利島村				環境建設課	04992-9-0014(直通)
新島村				建設課	04992-5-0240(代)
神津島村				建設課	04992-8-0011(代)
三宅村				地域整備課	04994-5-0938(代)
御蔵島村				産業課	04994-8-2121(代)
八丈町				総務課	04996-2-1121(代)
青ヶ島村				総務課	04996-9-0111(代)
小笠原村				総務課 企画政策室	04998-2-3111(代)

マンションに関する相談窓口一覧

※令和7年9月時点

分譲マンション総合相談窓口

分譲マンションの管理や建替え、改修に関する様々な相談や、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例の内容に関するお問合せに、専門家のマンション管理士がお応えします。

TEL 03-6427-4900

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/01sougou-madoguchi.html>



耐震化総合相談窓口

耐震診断や耐震改修、耐震化に関する助成制度の紹介依頼など、マンションを含めた建物の耐震化に関する様々な相談に、専門的知識を持つ相談員が総合的にお応えします。

TEL 03-5989-1470

https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/tokyo/topic02_01.html



東京都消費生活総合センター

商品の購入やサービスの利用に関する契約トラブルなどの相談を受け付けています。

TEL 03-3235-1155

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan.html>



東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産業課

1 賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談（賃貸ホットライン）

TEL 03-5320-4958

2 不動産取引（売買・賃貸）のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容についての相談、投資用不動産のトラブル相談

TEL 03-5320-5071

3 不動産取引紛争等の民事上の無料法律相談（弁護士相談・司法書士相談）

TEL 03-5320-5015

<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/fudosan/torihiki/300soudan>



公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

賃貸借契約及び賃貸住宅の管理に関する相談を受け付けています。

(HP入力フォームへの記入に対し、
後日電話回答)

<https://www.jpm.jp/>



公益財団法人 マンション管理センター

管理組合の運営・管理規約の内容に関すること、修繕計画・修繕工事に関すること、修繕積立金の運用、債務保証に関することなどの相談を受け付けています。

TEL 【管理組合運営・管理規約等について】

03-3222-1517

【建物・設備の維持管理について】

03-3222-1519

【債務保証について】

03-3222-1518

<https://www.mankan.or.jp/>



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

「マンション管理アドバイザー (P16)」及び「マンション建替え・改修アドバイザー (P30)」の申込みを受け付けています。

TEL **03-5989-1453**

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>



一般社団法人 東京都マンション管理士会

マンション管理士が、電話で分譲マンションの管理に関する相談、修繕計画・修繕工事に関する相談、修繕積立金の設定や資金計画に関する相談、マンション管理士の紹介に関する相談等をお受けいたします。

TEL **03-5829-9774**

<https://www.kanrisi.org/>



東京弁護士会 マンション管理相談窓口

マンション問題に詳しいというだけでなく、マンション管理士又は管理業務主任者試験にも合格している弁護士が、マンション管理に関する個別相談、マンション管理者等の紹介を行います(2026年3月31日まで試行期間として初回相談30分無料。2026年4月1日より初回相談30分5,000円+消費税)。

TEL 03-3581-2223

[https://www.toben.or.jp/
bengoshi/center/
madoguchi/apartment.html](https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/madoguchi/apartment.html)



マンション紛争解決センター® (一般社団法人 日本マンション管理士会連合会)

マンション管理に関わるトラブルを抱えているマンション管理組合、区分所有者等の声にこたえるため、マンション管理をめぐるトラブルに対し、訴訟上の手続によらずに裁判外紛争解決手続(ADR)による解決を図ることを目的とした事業(マンションADR®)を実施しています。

TEL 03-5801-0869

[https://www.nikkanren.org/
link/mansion-adr.html](https://www.nikkanren.org/link/mansion-adr.html)



一般社団法人 マンション管理業協会

管理組合役員、マンション居住者、管理会社職員等からのマンション管理全般に関する相談を受け付けています。

TEL 050-3733-8982

<https://www.kanrikyo.or.jp/>



一般社団法人 マンションリフォーム推進協議会

ホームページではマンションの共用部分及び専有部分リフォームの基礎知識やマニュアル、またセミナー等のご案内を行っております。また、リフォームに関する無料相談窓口を開設しています(FAXのみ受付です)。

TEL 03-3265-4899

FAX 03-3265-4861

<https://www.repco.gr.jp>



公益財団法人

住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル）

国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口で、住宅に関する様々な相談を建築士が電話でお受けしています。また、契約前のリフォームの見積書をチェックして、電話で助言を行うリフォーム見積チェックサービスや、弁護士と建築士が対面でアドバイスする専門家相談を行っています。

TEL **03-3556-5147**

<https://www.chord.or.jp/>



独立行政法人 住宅金融支援機構

（カスタマーサービス部まちづくり業務グループ）

マンションの共用部分の修繕工事費を対象とした『マンション共用部分リフォーム融資』の相談を受け付けています。また、マンション建替え事業などの『まちづくり融資』による資金の借入れに関する相談を受け付けているほか、借入申込時満60歳以上の方を対象に、マンション建替え事業などにおいて供給される住宅に自ら居住するために購入される場合の『まちづくり融資（高齢者向け返済特例）』の相談も受け付けています。

TEL **【マンション共用部分リフォーム融資についての相談】**

03-5800-9366

【まちづくり融資についての相談】

03-5800-8104

<https://www.jhf.go.jp/>



特定非営利活動法人 日本住宅管理組合協議会

分譲マンションの維持管理・組合運営等全般の相談を受け付けています。

TEL **03-5256-1241**

<https://www.mansion-kanrikumiai.or.jp/>



公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会（不動産相談所）

不動産の取引に関する相談を受け付けています。

TEL **03-3264-8000**

<https://www.tokyo-takken.or.jp/>



一般社団法人 東京建築士会 (建築相談室)

一般消費者からの建築相談全般を受け付けています(紛争を除きます)。建築士が、長期修繕計画、耐震診断、耐震改修設計・工事、耐震化に関する法規・基準に関する相談を受け付けています。

TEL 03-3527-3100

<https://tokyokenchikushikai.or.jp/>



一般社団法人 東京都建築士事務所協会

マンションの大規模修繕や長期修繕計画・建替えなどに関する管理組合からの相談及び一般消費者からの建築・設計に関する相談を受け付けています(紛争を除きます)。また、マンションの耐震診断、耐震改修設計・工事に関する相談を受け付けています。

TEL 03-3203-2601

<https://www.taaf.or.jp/>



公益社団法人 全日本不動産協会 (全日不動産相談センター)

一般消費者からの不動産取引に関する電話相談のほか、弁護士や税理士による対面相談・Web 相談を受け付けています。

※弁護士・税理士の相談は事前予約が必要です。ご予約は以下番号でも承ります。
(公社) 全日本不動産協会総本部事務局 03-3263-7030

TEL 03-5338-0370

<https://www.zennichi.or.jp/public/soudan/>

FAX 03-5338-0371



一般社団法人 日本建築構造技術者協会

既存建物の耐震診断・補強、補強判定、耐震設計内容について必要な助言や提言を実施しています(相談は、FAX 又は E-mail で受け付けます)。

TEL 03-3262-8498

<https://jsca.or.jp/>

FAX 03-3262-8486



一般社団法人 建築設備技術者協会

耐震改修の実施に当たり、設備技術に関する情報を提供します。

TEL 03-5408-0063

<https://www.jabmee.or.jp/>



特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 (JASO)

マンションの耐震化に関して、区分所有者の合意形成、資金計画を含む長期修繕計画、耐震診断、耐震改修計画・設計・工事、耐震化に関する進め方・技術・法規・基準に関する相談を受け付けています。

TEL 03-5654-5765

<https://www.jaso.jp/>



特定非営利活動法人 建築技術支援協会 (サーツ)

マンションの耐震化に関して、建築技術者が、入居者の合意形成、資金計画を含む長期修繕計画、耐震診断、耐震改修設計・工事、耐震化に関する法規・基準に関する相談を受け付けています。

TEL 03-5689-2911

<https://www.psats.or.jp/>



一般社団法人 東京建設業協会

マンションの耐震化に関して、耐震改修設計・工事に関する情報提供を行っています。

TEL 03-3552-5656

<https://www.token.or.jp/taishin/index.htm>



マンション再生協議会

マンションの改修や建替えなどの事例紹介、地方公共団体等の相談窓口の紹介、マンション再生に関するセミナーの情報提供、マンション再生全般に関する相談等を行っております。

TEL 03-6809-2649

<https://m-saisei.info/>



一般社団法人 再開発コーディネーター協会(マンション建替相談室)

マンション建替えの検討を進めるにあたって、勉強や情報収集の方法といった初動期の段階から、専門家と契約して本格的に事業を進めたいといった計画段階まで、マンション建替えに関する相談を受け付けています。

TEL 03-6400-0262

FAX 03-3454-3015

<https://www.urca.or.jp/>



東京都マンション 支援ナビ 2025

発行年 令和7年11月 第1刷発行

編集・発行 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)4913

登録番号 (6)48

※本冊子は、都民からの提案で作成されたガイドブックです。

※本冊子掲載のイラスト、図の無断複製・転載・複写・借用などは
著作権法上の例外を除き禁じます。



マンションの管理や再生に役立つ情報を発信するサイトです。
マンションに関する相談窓口も詳しく最新の情報を掲載しています。

東京都マンションポータルサイト

検索

